

不当利得法における「使用利益」の範囲 (4)

油 納 健 一

【目次】

第 1 章 はじめに

第 2 章 現行民法に至る経緯 (以上 37 卷 2 号)

第 3 章 民法成立後の判例・学説

第 1 節 判例・裁判例

第 1 款 “時間の経過による価値減耗が著しくない物” に関する判例

第 2 款 最高裁昭和 51 年判決とこれより前の裁判例

第 3 款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるとした裁判例

第 4 款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないとした裁判例

第 5 款 その他の価値減耗分の賠償・返還に関する裁判例

第 6 款 小括 (以上 38 卷 2 号)

第 2 節 学説

第 1 款 “時間の経過による価値減耗が著しくない物” に関する「使用利益」学説

第 2 款 “時間の経過による価値減耗が著しい物” に関する「使用利益」学説

第 1 目 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めない見解 (狭義)

第 2 目 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含める見解 (広義)

第 3 目 小括 (以上 39 卷 1 号)

第 3 節 目的物本体の損傷に関する見解

第 1 款 不当利得の効果

第 1 目 給付利得

第 2 目 侵害利得

第 2 款 解除の効果

第 3 款 検討

第 4 節 民法 (債権関係) の改正における審議の状況

第 1 款 民法 (債権法) 改正検討委員会の最終報告書から民法 (債権関係) 部会における「民法 (債権関係) の改正に関する中間的な論点整理」までの審議

第 2 款 「民法 (債権関係) の改正に関する中間試案のたたき台」以降の審議

第 3 款 小括

第 5 節 小括 (以上本号)

第 4 章 ドイツ法

第 5 章 DCFR 不当利得規定

第 6 章 むすび

第3章 民法成立後の判例・学説

第3節 目的物本体の損傷に関する見解

北村説は、前節で詳しく検討したように、一部損傷した物の価格返還という解除の効果を前提に、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないとする見解を主張する。それでは、北村説が前提とした一部損傷の場合の解除の効果について、学説は、どのように説明しているのか。また、本稿の目的である不当利得の効果についてはどうか。

本稿の関心の対象である価値減耗は、当事者の帰責事由に由来することなく生じ、また、滅失のように目的物本体の完全消滅を来すわけでもない。したがって、価値減耗が生じる場合と同じ状況、すなわち、両当事者に帰責性が認められず、かつ、目的物本体が一部損傷した場合に的を絞って、学説が説明する不当利得及び解除の効果を検討することとしたい。

第1款 不当利得の効果

第1目 給付利得

1 贈与などの一方的給付の場合は、目的物の原物返還が不能であれば、客観的価値（市場価格）に基づいて算定された価格につき、利得債務者は不当利得返還義務を負う。ただし、もし利得債務者が利得消滅の証明に成功すれば、その返還義務は利得消滅分縮減される⁽⁷⁰⁾。

たとえば、贈与により引渡された建物（市場価格2千万円）が損傷して価値が1千万円に減少した後、この贈与契約の無効が判明した場合を考えてみよう。この場合、受贈者たる利得債務者は、完全な原物返還が不能であるから、利得債権者からの不当利得返還請求により損傷した建物及び減少した価格

(70) 四宮・前掲注(53) 74頁、77頁、131頁、加藤・前掲注(57) 『財産法の体系と不当利得法の構造』459頁以下、同・前掲注(57) 『事務管理 不当利得』154頁以下、磯村保「契約の無効・取消の清算—各論的考察」私法48号47頁(1986年)、藤原正則『不当利得法』137頁以下、150頁以下(信山社、2002年)など。

1 千万円の価格返還義務を負う。ただし、善意の利得債務者が、利得消滅の証明に成功すれば、その返還義務は利得消滅分縮減される。

2 売買などの双方向的給付の場合は、目的物の原物返還が不能であれば、客観的価値（市場価格）に基づいて算定された価格につき、利得債務者は不当利得返還義務を負い、その相手方も返還義務を負う。一方的給付の場合と異なり、利得消滅の抗弁は両当事者ともに制限される⁽⁷¹⁾。

たとえば、売買により引渡された建物（市場価格 2 千万円）が損傷して価値が 1 千万円に減少した後、この売買契約の無効が判明した場合を考えてみよう（売買代金 2 千万円は支払済みとする）。この場合、買主たる利得債務者は、完全な原物返還が不能であるから、利得債権者からの不当利得返還請求により損傷した建物及び減少した価格 1 千万円の価格返還義務を負う。これに対し、売主たる他方の利得債務者は、売買代金 2 千万円の返還義務を負う。一方的給付の場合と異なり、両当事者ともに利得消滅の抗弁は制限される。

第 2 目 侵害利得

目的物の原物返還が可能であれば物権的返還請求権が問題となるのに対して、原物返還が不能であれば侵害利得の問題となり、客観的価値（市場価格）に基づいて算定された価格につき、利得債務者は不当利得返還義務を負う。ただし、もし利得債務者が利得消滅の証明に成功すれば、その返還義務は利得消滅分縮減される⁽⁷²⁾。

たとえば、占有者が占有している建物（市場価格 2 千万円）が損傷して価

(71) 磯村・前掲注 (70) 51 頁以下、藤原・前掲注 (70) 166 頁以下など。

なお、536 条 1 項類推に基づいて返還義務は残存部分に縮減され、相手方の返還義務もそれに応じて縮減される、とする見解もある（四宮・前掲注 (53) 74 頁、77 頁、133 頁以下、加藤・前掲注 (57) 『財産法の体系と不当利得法の構造』 449 頁以下、同・前掲注 (57) 『事務管理 不当利得』 149 頁、同・前掲注 (57) 『新民法大系 V 事務管理・不当利得・不法行為』 74 頁など）。

値が1千万円に減少した場合、占有者たる利得債務者は、完全な原物返還が不能であるから、損傷した建物については所有者からの物権的返還請求により返還し、かつ減少した価格1千万円については不当利得返還請求により価格返還義務を負う。ただし、善意の利得債務者が、利得消滅の証明に成功すれば、その返還義務は利得消滅分縮減される。

第2款 解除の効果

目的物の原物返還が不能であれば、客観的価値（市場価格）に基づいて算定された価格につき、原状回復義務者は返還義務を負い、その相手方も返還義務を負う⁽⁷³⁾。

たとえば、売買により引渡された建物（市場価格2千万円）が損傷して価値が1千万円に減少した後、この売買契約が解除された（売買代金2千万円は支払済みとする）。この場合、買主は、完全な原物返還が不能であるから、売主からの原状回復請求により、損傷した建物及び減少した価格1千万円の価格返還義務を負い、売主は、売買代金2千万円の返還義務を負う。双方向的給付における給付利得の場合と同様、両当事者ともに利得消滅を抗弁できない。

(72) 四宮・前掲注(53) 74頁以下、185頁以下、加藤・前掲注(57) 『財産法の体系と不当利得法の構造』348頁以下、同・前掲注(57) 『事務管理 不当利得』132頁以下、同・前掲注(57) 『新民法大系V 事務管理・不当利得・不法行為』66頁以下、藤原・前掲注(70) 256頁以下など。

(73) 内田貴『民法Ⅱ 債権各論』98頁以下（東京大学出版会、第3版、2011年）、潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得』50頁（新世社、第2版、2009年）など。

これに対して、民法536条の類推適用により、価格返還の問題としない見解もある（石田穰『民法V（契約法）』98頁（青林書院、1982年）、四宮和夫『請求権競合論』207頁（一粒社、1978年）など）。もっとも、この見解には有力な批判がある。

第 3 款 検討

一部損傷した目的物の返還の場合、その取扱いは不当利得法と解除法においてとくに相違はなく、利得債務者と解除による原状回復義務者は、原則として、損傷した目的物及び損傷により減少した価格の返還義務を負うことになる。

このような一部損傷の場合と、損傷はないが単に価値が減耗している場合と比べるならば、両者ともに価値の減少という点で共通しており、相違点は目的物自体に損傷があるかの一点のみにすぎない。

したがって、北村説は、このような共通点に着目し、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の価値減耗分を損傷による価値減少分と同様に捉え、損傷に関する従来の不当利得及び解除の効果に従って判断するものといえよう。

第 4 節 民法（債権関係）の改正における審議の状況

第 1 章でみたように、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」では、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の価値減耗と「使用利益」の関係が不明確との説明がなされていたが、このような説明がどのような審議の状況から導かれたのかを明らかにしておく必要がある。

そこで、民法（債権関係）の改正に関する数々の公表資料から、「使用利益」の範囲、とくに物の価値減耗と「使用利益」の関係に的を絞って、みていくことにしよう。

第 1 款 民法（債権法）改正検討委員会の最終報告書から民法（債権関係）部会における「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」までの審議

1 法制審議会が民法（債権関係）部会を設置する前に組織された民法（債権法）改正検討委員会⁽⁷⁴⁾の最終報告書の中では、現行民法 545 条 2 項を解消する提案が行われた⁽⁷⁵⁾。

また、その後、民法（債権関係）部会が法制審議会によって設置され、その民法（債権関係）部会第3回会議で配布された資料、「民法（債権関係）部会資料5-2 民法（債権関係）の改正に関する検討事項（1）」とその詳細版には、同条同項削除について問題提起が行われている⁽⁷⁶⁾。

このように、民法（債権法）改正検討委員会の最終報告書、及び法制審議会民法（債権関係）部会で審議前に配布された資料においては、現行民法545条2項の削除という提案が出発点となっていた。

2 民法（債権関係）部会第3回会議においては、以上の配布資料を基に審議が開始されたのであるが、その中で、高須幹事が、つぎのような提案を行った。

すなわち、「特殊なことかもしれないのですが、（2）の『解除による原状回復義務の範囲』という問題と、3番目の目的物の滅失・損傷の場合に重なる問題なのですが、返還すべきものが金銭ではなくて物、特に動産だった場合に、動産の場合には、ある程度の時間が経過することによって価値が下がっ

(74) この民法（債権法）改正検討委員会は、債権法を中心とする民法典の抜本改正に向けて、改正の叩き台となるべき案を学界から提示しようという意図のもとに、民法学者を中心に学者有志によって組織された研究グループである（民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅰ 序論・総則』i頁（商事法務、2009年））。

(75) 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL126号148頁（商事法務、2009年）、同編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅱ 契約および債権一般（1）』326頁、329頁以下（商事法務、2009年）。

なお、この解消の理由については、「本提案は現民法545条2項における利息の取扱いとの均衡から、利息以外の果実にも、使用利益についても、その返還を認めることとしてきた現在の判例等の取扱いの変更を意図するものではなく、原状回復義務の内容の決定には、多様なファクターを考慮に入れなければならないばかりか、多様な解釈がありうるのであるから、「本提案は判例法等の実務の展開を尊重して、むしろ原状回復義務の内容の法的定式化等に立ち入らずに、広く解釈に委ねることとした」、と説明されている。

(76) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第1集<第1巻> 第1回～第6回会議事録と部会資料』495頁以下（商事法務、2011年）、民事法研究会編集部『民法（債権関係）の改正に関する検討事項』52頁以下（民事法研究会、2011年）。

ている、つまり時的減価という問題が生じる場合がございます。そのときの調整というのでしょうか、時的減価した部分の清算はどうなるのかということも検討すべきだと思います。一つの考え方は、今の解除による原状回復義務の範囲内の問題として何か解釈論なりを構築する、あるいはこの際ここで何らかの立法的な解決ができるかもしれないという手法です。もう一つは、今の目的物滅失・損傷と類似するという形で処理する手法です。私的には、(3)の目的物の滅失・損傷というのは、アクシデントがあって無くなった、あるいは壊れたという場合を想定されているのかなと思いますので、(2)の原状回復義務の範囲の解釈の問題なのかなとは思ってはおるのですが、なかなかこのあたり、従前は、議論が少なかったかのように思われておるのです。使用利益の返還ということは盛んに議論するのだけれども、時的減価分の原状回復みたいなものがあるのか否かについては、余り意識的には議論されることが少なかったかのように思いますので、その点も、もし何かこういう方向がいいのではないかとすることがあれば検討していきたいと思っております。」⁽⁷⁷⁾

この他には、現行民法 545 条 2 項の削除提案に対して慎重な検討を望む意見、判例上認められている果実・使用利益の条文化を求める意見があった⁽⁷⁸⁾。

3 その後、第 26 回会議にて決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」において、「債務不履行解除の効果（民法第 545 条）（2）解除による原状回復義務の範囲（民法第 545 条第 2 項）」として提示されたのは、つぎのような内容であった。

「債務不履行解除の効果（民法第 545 条）

(1) . . .

(77) 商事法務編・前掲注 (76) 191 頁以下。

(78) 商事法務編・前掲注 (76) 192 頁。

（２）解除による原状回復義務の範囲（民法第545条第2項）

解除による原状回復義務に関し、金銭以外の返還義務についても果実や使用利益等を付さなければならないとする判例・学説の法理を条文に反映させる方向で、具体的な規定内容について、更に検討してはどうか。

その際、・・・②原状回復義務の目的の価値が時間の経過により減少した場合の処理の在り方及び規定の要否・・・といった点についても、併せて検討してはどうか。」⁽⁷⁹⁾

また、これに併せて、つぎのような議事の概況等が掲載されている。

〔(議事の概況等)

・・・

原状回復義務の範囲に関する具体的な規定内容については、これに関連して、様々な検討事項・留意事項の指摘がされた。具体的には、・・・原状回復義務の目的物の価値が時間の経過により減少した場合の原状回復の処理について、原状回復義務の解釈論で処理するか、これを処理する新規規定を設けるか、原状回復の目的物が滅失・損傷した場合の処理に関する規定（後記（３）参照）により処理するかといった点を検討すべきではないかという意見・・・等があった。」⁽⁸⁰⁾

これに対して寄せられた意見の中で、原状回復義務の目的の価値が時間の経過により減少した場合の規定を設けることに賛成する意見は1件、反対し

(79) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』47頁（商事法務、2011年）、商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第2集<第3巻（上）> 第35回会議 議事録と部会資料』438頁（商事法務、2013年）。

(80) 商事法務編・前掲注（79）『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』47頁以下。

ないとする意見は 1 件、反対する意見は 5 件であった。反対する意見の中では、「経年劣化による減価部分というのは、使用利益という概念と重なる部分が多いのではないかと思われる。」という意見があった。なお、反対する意見（5 件）において、その理由の多くは、規定が複雑になりすぎると分かりにくくなる、という趣旨と思われる⁽⁸¹⁾。

4 「無効な法律行為の効果」においては、物の価値減耗と「使用利益」に関する審議は見受けられない。

5 このように、目的物の価値が時間の経過により減少した場合の原状回復につき検討すべきとする意見はあったが、これに関する規定を設けることに賛成する意見は少なく、反対する意見の方が多かった。反対意見の中には、「経年劣化による減価部分というのは、使用利益という概念と重なる部分が多い」ことを理由とするものがあったものの、ここではこれ以上議論が深められることはなかった。

第 2 款 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台」以降の審議

1 その後、無効な法律行為の効果については、民法（債権関係）部会第 64 回会議で配布された「民法（債権関係）部会資料 53 民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（1）（概要付き）」に、また、契約の解除の効果（民法第 545 条関係）については、民法（債権関係）部会第 65 回会議で配布された「民法（債権関係）部会資料 54 民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（2）（概要付き）」に、つぎのような条文が提案されている。

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（1）（概要付き）」

(81) 商事法務編・前掲注(79)『民法（債権関係）部会資料集 第 2 集<第 3 卷（上）> 第 35 回会議 議事録と部会資料』438 頁以下。

「第５ 無効及び取消し

１ 無効な法律行為の効果

（１） 無効な法律行為（取り消されたために無効であったとみなされた法律行為を含む。）に基づく債務の履行として給付をした者は、相手方に対し、その給付したもの及びそれから得た利益の返還を請求することができるものとする。この場合において、給付をしたもの及びそれから得た利益の返還をすることができないときは、相手方に対し、その価額の償還を請求することができるものとする。

．．．」⁽⁸²⁾

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（２）（概要付き）」

「第１ 契約の解除

．．．

３ 契約の解除の効果（民法第545条関係）

民法第545条の規律を次のように改めるものとする。

（１） 契約が解除されたときは、各当事者は、その契約に基づく債務の履行を請求することができないものとする。

（２） 上記（１）の場合には、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負うものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

．．．

（４） 上記（２）の義務を負う場合において、給付を受けた金銭以外のものを返還するときは、その給付及びそれから得た利益を返還しなければならないものとする。この場合において、その給付及びそれから得た利益を返還す

(82) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第2集〈第10巻〉第64回～第67回会議 議事録と部会資料』267頁以下（商事法務，2015）。

ることができないときは、その価額を償還しなければならないものとする。

．．．」⁽⁸³⁾

これらの提案と概要に対する審議が行われた形跡はない。

しかし、これらの提案には、間もなくして、「それから得た利益」という文言を「それから生じた果実」に修正した改訂版が出される。それが、民法（債権関係）部会第 70 回会議で配布された「民法（債権関係）部会資料 58 民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（１）（２）（３）（概要付き）【改訂版】」である。その内容は、つぎのようなものであった⁽⁸⁴⁾。

「第 5 無効及び取消し

．．．

2 無効な法律行為の効果

（１）無効な法律行為（取り消されたために無効であったとみなされた法律行為を含む。）に基づく債務の履行として給付を受けた者は、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還しなければならないものとする。この場合において、給付を受けたもの及びそれから生じた果実の返還をすることができないときは、その価額の償還をしなければならないものとする。

．．．」

「第 11 契約の解除

．．．

3 契約の解除の効果（民法第 545 条関係）

(83) 商事法務編・前掲注 (82) 295 頁。

(84) これ以降の配布資料及び審議の状況は、出版物としては未公表であるが、法務省のホームページ (http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html) にて閲覧することができる。

民法第545条の規律を次のように改めるものとする。

（1） 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その契約に基づく債務の履行を請求することができないものとする。

（2） 上記（1）の場合には、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負うものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

・・・

（4） 上記（2）の義務を負う場合において、給付を受けた金銭以外のものを返還するときは、その給付及びそれから生じた果実を返還しなければならないものとする。この場合において、その給付及びそれから生じた果実を返還することができないときは、その価額を償還しなければならないものとする。

・・・」

2 以上の資料を前提に、民法（債権関係）部会第70回会議では、つぎのような審議が行われた。

〔○松岡委員

質問と意見の両方があります。「無効な法律行為の効果」の17ページの2（1）から（3）までで2点で、49ページの「契約の解除の効果」と平仄を合わせてあるので、どちらにも当てはまる問題です。

1点目は、果実と利益についてです。前回までの提案では、給付を受けたもの及びそれから生じた果実ではなくて利益となっておりました。189条が給付利得の関係には適用されないというのが通説的ではありますが、判例は果実には使用利益も含んでいると理解しています。しかし、そのことは条文からは読みにくいので、その判例の趣旨を表現するため、果実に限定せず、利益と規定することにしていました。

しかし、今回、「果実」、しかも「生じた果実」とかなり限定的に書いてしまう案になっておりますので、およそ無形の使用利益については返還対象にならないかのような誤解が生じるおそれがあります。それでいいのかが気になります。もっとも、元の案のように利益と書きますと、今度は転売収益のようなものにまで広がってしまうという逆の誤読のおそれがあります。だから、果実に書き直されたのかと推測しています。その辺りの問題については、具体的な議論がなかったところですので、前回の案からなぜ変わっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

．．．

○笹井関係官

まず、松岡先生からの「生じた利益」を「果実」にしたのはなぜかという御質問ですけれども、松岡先生からも御指摘がありましたように、「生じた利益」としてしまうと単に使用利益だけではなくて、転売利益などいわゆる超過利得のようなものが含まれてしまうという読み方がむしろ自然ではないかと感じたものですから、ここでの案はそういったものを含まないという趣旨で「果実」に限定したということです。使用利益を返還対象から除外するというつもりはありませんで、今まで使用利益も「果実」の解釈で読み込まれてきた、それを前提にして読めば、果実として評価できるような使用利益はこの「果実」の中に含めて、読むことができるのではないかと考えていたところではあります。

．．．

○山本（敬）幹事

先ほどの松岡委員の 1 点目ですけれども、私も松岡委員と同じような感想を持ちました。笹井関係官の答えを聞きましても、考えている中身については異論があるわけではなく、表現の仕方の問題ではないかと思いました。もし、そうだとしますと、「その給付及びそれから生じた果実その他の利益」というか、あるいは、それでも広がり過ぎるといっているのであれば、「それから生じ

た果実その他のその利用に係る利益」とか、そのような表現で適切に中身を表せるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡委員

全く私も同じ意見です。189条の解釈・適用をこの文言に読み込めというのは、プロ向きの発想にすぎます。今、山本敬三幹事が御提案になった程度ぐらいは書き込んでいただくのが望ましいと思います。

．．．

○松本委員

私もこの改訂版を読んだときに、何でこんなに限定するんだらうという疑問を大変持ちました。使用利益あるいは法定利息に当たる部分は一体どうなるんだらうと。果実の解釈で読めということかもしれないけれども、もし、そうだとすると分かりやすい民法という今回の審議のスタート時点と逆行するのではないかとと思います。したがって、もう少し分かりやすく、こういうのが入るんだということがはっきりするような表現に直すべきだろとう思います。果実という言葉以外は入れないということであれば、せめて、現行の189条1項は「占有物から生ずる果実」という書き方をしている、「生じた果実」という言い方をしていないところに恐らく若干意味があるんだらうと思うんです。

使用利益というのは、あるいは法定利息相当分というのは本当に生じたと言っているのか、曖昧かもしれないけれども、規範的に見て生じていると評価しているものということ「生ずる」という言葉で、ひょっとしたら意味しようとしているのかもしれないので、単純な過去形は大変誤解を与えるだろとう思いますし、使用利益という言葉あるいは法定利息という言葉を書き込めれば書き込んだほうがいいんだらうと思います。

○内田委員

果実という言葉が分かりにくいという御指摘はそうかなと思います。ただ、ほかにうまく表現できる言葉がないということで、一応、民法上の用語とし

て法定果実, 天然果実を含むものとして, 果実という言葉はここでは使っているということだと思います。

使用利益であるということがストレートに分かるような表現をなぜ使わないかということなのですが, 物の価値そのものは返還するわけですね。物には使用によって減価していくような物と, 使用しても価値の変わらない物, 土地のようなものがあるわけですが, 使用によって減価していく物について, その物の価値の評価時点をいつにとるかいかんによっては, 使用利益の返還が不要であるというか, 使用利益を返還させるとその分が重複してしまう場面も出てくるわけですね。したがって, 常に使用利益が物の価値にプラスして返還されるというルールを正面から書いていいのかどうかというところに, なお, 確信が持てなかったというところではないかと思います。そこで, 一応, 解釈の余地のある果実という表現で, どこまで含めるかを解釈に委ねるような表現に今はなっているのだと思います。

ただ, いずれにしても松岡委員がおっしゃったように学界で確立した見解がないといえますか, 意見が一致しているというわけでは必ずしもない問題なのですが, しかし, 現実に必ず問題になることですので, ルールを示さず全部解釈に委ねるとするのは余りにも不透明だろうと思います。そこで, 今のような点も考慮しながら, 一応, これを原案としていますけれども, どういう用語で表現するのがいいかというのは, 当然, 更に検討すべき課題だろうと思います。」

3 民法(債権関係)部会第71回会議で配布された「民法(債権関係)部会資料60 民法(債権関係)の改正に関する中間試案(案)」では, 以上の改訂版は全く修正されなかった。

つぎに, 以下の「中間試案の補足説明」における「第5無効及び取消し
2 無効な法律行為の効果(1)」は, 上記の「中間試案のたたき台(1)(2)(3)(概要付き)【改訂版】」・「中間試案(案)」のそれと全く同じであり、「第

11 契約の解除 3 契約の解除の効果（民法第545条関係）（４）」は、「無効及び取消し」と平仄を合わせるため若干修正されたにすぎない。また、概要と補足説明のところでは、以上の審議の内容が反映されるにとどまり、その他に大きな変更点はみられない。

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」

「第5 無効及び取消し

．．．

2 無効な法律行為の効果

（１） 無効な法律行為（取り消されたために無効であったとみなされた法律行為を含む。）に基づく債務の履行として給付を受けた者は、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還しなければならないものとする。この場合において、給付を受けたもの及びそれから生じた果実の返還をすることができないときは、その価額の償還をしなければならないものとする。

．．．」

「（概要）

．．．

本文（１）は、返還義務の内容についての原則を定めるものである。法律行為が無効である場合は、給付の原因がなく、互いにその法律行為が存在しなかったのと同様の状態を回復することが原則になる。したがって、給付されたもの自体やその果実の返還ができる場合にはその返還を、その返還が不可能であるときはその客観的な価額を償還しなければならない。ここにいう果実には天然果実・法定果実を含むが、いわゆる使用利益が給付を受けた物の価額とは別に返還の対象となるかどうかについては、目的物の性質にもよることから、解釈に委ねることとしている。

．．．」⁽⁸⁵⁾

「第 11 契約の解除

．．．

3 契約の解除の効果（民法第 545 条関係）

民法第 545 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その契約に基づく債務の履行を請求することができないものとする。

(2) 上記 (1) の場合には、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負うものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

．．．

(4) 上記 (2) の義務を負う場合において、給付を受けた金銭以外のものを返還するときは、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還しなければならないものとする。この場合において、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還することができないときは、その価額を償還しなければならないものとする。

．．．」

「(概要)

．．．

本文 (4) は、民法第 545 条第 1 項本文の原状回復義務の具体的内容として、受領した給付が金銭以外の場合の返還義務の内容を定める規定を新たに設けるものである。受領した給付のほか、その給付から生じた果実を返還する義務を負うこととしている。それらの返還をすることができないときには、近時の有力な学説を踏まえ、返還できない原因の如何を問わず、その給付等の

(85) 補足説明はこの概要と同旨であるため省略する。

客観的な価額を償還する義務を負うものとしている（同様の考え方にに基づくものとして、前記第5, 2（1）参照）。

・・・」

〔（補足説明）

・・・

3 本文（4）は、民法第545条第1項本文の原状回復義務の具体的内容として、受領した給付が金銭以外のものである場合の返還義務の内容を定める規定を新たに設けるものである。受領した給付のほか、その給付から生じた果実を返還する義務を負うこととしている。それらの返還をすることができないときは、近時の有力な学説を踏まえ、返還することができない原因の如何を問わず、その給付等の客観的な価額を償還する義務を負うものとしている（同様の考え方にに基づくものとして、前記第5, 1（1）参照）。

受領した給付が金銭以外のものである場合に、原状回復義務の内容として、その給付の使用利益についても返還を要するものとする判例があり（最判昭和51年2月13日民集30巻1号1頁等）、使用利益の返還義務についても明文化するという考え方がある。もっとも、使用利益についてはその外延が必ずしも明確でないという問題があるほか、給付の目的物がある種の動産のように時間の経過による価値の減耗が著しいものの場合には、使用利益は価値の減耗分に等しいという考え方もあり得ることから、給付目的物の価値の減耗と使用利益との関係をどのように整理するかという困難な問題がある。そうすると、使用利益の返還についての一律の規定を設けることは相当でないと考えられる。そこで、使用利益の返還については、本文の規律を手掛かりとした解釈論に委ねることとしている。」

4 この中間試案の補足説明以降、物の価値減耗と「使用利益」の関係が検討されることはなかった。

民法（債権関係）部会第 90 回会議において配布された「民法（債権関係）部会資料 79 - 1 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その 1）」からは、「無効及び取消し」において、果実に関する規定が削除されることになり、平成 27 年 3 月 31 日の第 189 回国会に提出された「民法の一部を改正する法律案」までに復活することはなかった⁽⁸⁶⁾。

また、「契約の解除の効果（民法第 545 条第 2 項関係）」においては、果実に関する規定は存続し、「民法の一部を改正する法律案」では、つぎのような規定の内容となっている。

「第五百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。」

第 3 款 小括

“時間の経過による価値減耗が著しい物”の場合、物の価値減耗と「使用利益」の関係をどのように整理するかという問題は、昭和 51 年判決（第 3 章第 1 節（5）判決）が出されてから、若干の議論はあったものの⁽⁸⁷⁾、それ以降は、長

(86) その理由は、同会議にて配布された「民法（債権関係）部会資料 79 - 3 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その 1） 補充説明」において、つぎのように説明されている。

〔（説明）

・・・民法第 545 条の契約の解除の場合と異なり、無効及び取消しの場合には、その無効や取消しの原因に様々なものがあり、金銭や物の受領時からの利息や果実の返還を義務づけるのが必ずしも適当でない場合（例えば強迫を受けたことを原因として自己の意思表示を取り消した者が強迫をした者に対して原状回復をすべき場合等）もあり得ることから、一律に上記の返還義務を課すのは相当でない旨の指摘がある。部会においても同様の指摘があり、コンセンサスを形成することは困難であるため、上記の規律はいずれも明文化を見送ることとした。〕

(87) 第 3 章第 2 節第 2 款を参照。

きにわたって議論されてこなかった。同判決から約30年以上が経過したところで、民法（債権関係）の改正審議が開始され、再度、この問題の存在が浮き彫りにされたが、議論の進展はなく、今後の解釈論に委ねられるにとどまっている。

第5節 小括

以上からすると、我が国における判決は一貫しておらず、これは、「使用利益」の範囲が未確定であるからと評価できる。また、学説は見解を異にし、各説にはそれぞれ問題点も見受けられ、民法（債権関係）の改正審議においても、特にみるべき議論の進展はなかった。

そこで、次章においては、我が国の不当利得法がドイツ法の影響を受け発展してきたことから、ドイツ法の問題状況を検討し、我が国における議論の参考にしたい。